

令和2年6月19日

院外からの学生・職員及び大学・専門学校等各位

神戸市立医療センター中央市民病院  
感染管理室

(依頼) 見学や実習の際の COVID-19 に関する取扱いについて

当院での見学や実習の受入れの際の COVID-19 に関する感染予防の取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

#### 1. 病棟・外来・手術室等で実習・見学を行う場合

- ・来院初日の2週間前からの症状(熱など)、新型コロナウイルスに感染した方と濃厚接触、海外渡航歴の有無などを記載した問診票(別紙①)の提出が必要です。
- ・初日までの2週間の間に問診票に記載の症状(熱など)がある場合、新型コロナウイルスに感染した方と濃厚接触した場合、海外渡航をした場合、換気の悪い密閉空間や多数が集まる場所など感染リスクの高い場所へ行った場合、必ず当院(及び学生の場合は所属大学等)に連絡して下さい。上記にひとつでもあてはまる場合、翌日から起算して原則10日間は来院できません。
- ・問診票の提出がない場合、記載に不備がある場合は来院できません。

※神戸市に緊急事態宣言が発令されている期間中は、受入れは不可です。

※受入れ決定から受入れ当日まで2週間に満たない場合は、受入れ先の所属長の判断となります。

#### 2. その他

- ・院内ではマスク着用が必要です。マスクは期間中分をご自身で用意してください。当院からの支給はありません。
- ・手指消毒など感染防御をお願いします。
- ・上記運用に変更があった場合はお知らせいたします。

問合せ先：神戸市立医療センター中央市民病院  
事務局総務課 感染担当(代表) 078-302-4321